

第1章

「日野市食育推進計画」の基本方針

1 計画の背景

現在、わが国で「食」をめぐるさまざまな問題が発生しています。

- ①「食」を大切にする心の欠如
- ②栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ③肥満や生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加
- ④過度の瘦身志向
- ⑤「食」の安全上の問題の発生
- ⑥「食」の海外への依存
- ⑦伝統ある食文化の喪失

などが挙げられます。

（内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

「食育の推進に向けて～食育基本法が制定されました～」より抜粋）

こうした背景のもと、国は平成17年7月に「食育基本法」を施行し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定しました。この「食育基本法」や「食育推進基本計画」は、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的としたものです。

これを受け、東京都は、平成18年9月に「東京都食育推進計画」を策定し、都民一人ひとりが生涯を通じて自らの食のあり方について考え、健全な食生活を実践する力を身につけられるよう、あらゆる世代を対象として食育に取り組んでいます。

日野市（以下、「本市」という。）においても、市民一人ひとりが心身ともに健康で生きるために、こうした「食」をめぐる問題に取り組んでいかなければなりません。そのため、家庭や学校・児童館・保育所など、地域を大きな柱として、地域に根ざした独自の取り組みを推進していくことが必要不可欠となります。

そこで、平成 18 年 1 月に「日野市市内食育推進検討会議」と「日野市市内食育推進作業部会」を発足し、市の食育に関する事業や取り組みの現状、課題の把握に努めました。また、平成 18 年 9 月に市民参画による「日野市食育推進検討委員会」を発足し、食育に関する議論を重ね、本市の食環境にふさわしい食育を推進するための目標や具体的かつ実践的な取り組み方法を示した本市独自日野市食育推進計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。



2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第十八条において作成に努めなければならないとされる市町村食育推進計画に該当するものであり、「食育推進基本計画」や「東京都食育推進計画」、本市の上位計画である第4次日野市基本構想・基本計画「日野いいプラン2010～ともに創りあげるまち～」の方針を踏まえて策定されたものです。

また、「日野人げんき!プラン」、「シルバー日野人安心いきいきプラン」、「第二次日野市農業振興計画・アクションプラン」、「ひのっ子すくすくプラン」などの関連する市の個別計画との整合性を図り、計画に基づいて施策を着実かつ積極的に推進します。

3 計画の期間

本計画は、平成19年度から平成23年度までの5か年とし、評価判定は、計画終了後に行います。



4 計画の推進体制

本計画を策定後、日野市みんなですすめる食育条例を制定し、「家庭」や「学校・児童館・保育所など」、「地域」、「行政」などが一体となり、食育を推進する体制を整備します。計画期間中は、日野市食育推進会議において食育の推進及び評価を行います。

また、市役所内部の推進（チェック）体制を以下のように行い、各年度に各事業の進捗状況を検証し、より実効性のある事業展開を行います。

